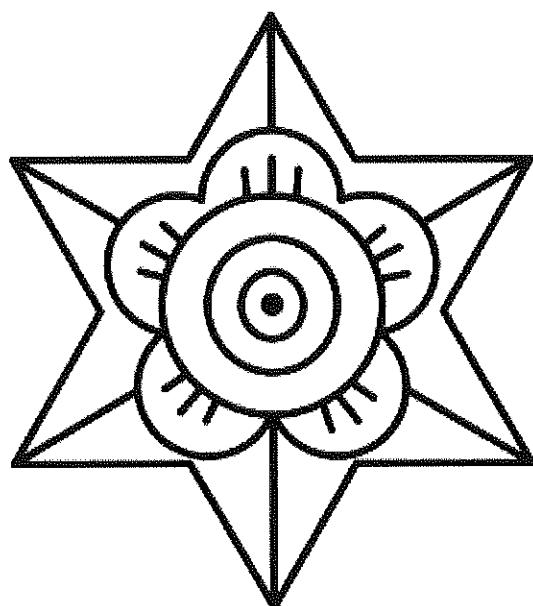


水戸市立三の丸小学校いじめ防止基本方針



令和5年5月

(令和5年5月一部改正)

水戸市立三の丸小学校

目 次

I	いじめの定義といじめに対する本校の基本認識	1
1	いじめの定義	
2	「いじめ」についての基本認識	
II	いじめ防止のための対策に関する基本理念	1
III	いじめ防止のための基本的な方針	2
IV	いじめ防止対策委員会の設置	2
1	目的	
2	名称	
3	組織の構成	
4	開催	
V	いじめの未然防止	3
1	年間指導計画の作成	
2	一人一人が安心して生活できる温かな学級、学校づくり	
3	命や人権の尊重と豊かな心の育成	
4	保護者や地域の方々との連携	
VI	いじめの早期発見	4
1	早期発見のための取組	
VII	いじめ発生時における連絡体制	6
VIII	いじめに対する措置	7
1	いじめ対応の基本的な流れ	
2	いじめを発見した時の対応	
3	いじめを確認した時の対応	
4	関係機関との連携	
5	いじめの解消について	
IX	重大事態への対処	9
1	重大事態の定義	
2	重大事態が発生した場合の基本的な姿勢	
3	重大事態発生時の体制	
【資料】	三の丸小学校いじめ防止対策年間計画 本校としての主な施策について 水戸市立三の丸小学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱	

I いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

1 いじめの定義

◎ 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条 第1項）

* 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、該当児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2 「いじめ」についての基本認識

「いじめ」は、児童の心身に重大な影響を及ぼし、その生命または身体に重大な危険を生じさせる背景ともなる深刻な問題である。特に「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応するという姿勢では手遅れになることが少なくない。このことから、児童全員を対象にした未然防止の考え方を第一とし、その上で、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

- いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりえるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いでいる。
- 遊びや悪ふざけのように見えることが、いじめにつながっていることがある。
- いじめは、学校、家庭、地域社会など、児童を取り巻く関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ防止のための対策に関する基本理念

学校は、保護者や地域の方々といじめ防止に向けた共通の認識を図り、連携して取り組むことが重要である。

1 学校及び教職員

児童が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、児童理解に努め、いじめの防止と早期発見に努める。そのために、全職員が、一人一人を大切にし、組織的・計画的にいじめの未然防止に取り組むことが重要である。

2 児童

いじめは人として決して許される行為ではないことを理解し、自他を尊重する。いじめを傍観している者も、いじめに関与していることと同じであるという認識をもてるようとする。また、いじめを自分の問題として捉え、児童自らがいじめについて学び、児童自身の取組を活性化する必要もある。

3 保護者

保護者は子供を教育する責任がある。保護者自身がいじめに対する正しい認識をもち、子供の規範意識を養い、いじめを行わないようにする。規律を守らせるのは保護者である。

また、我が子がいじめを受けたとき、子どものSOSをキャッチできるよう、子供の変化を見

逃さないようにすることが大切である。

一方、我が子がいじめに関与したとき、子供が自分の行為と向き合い、安心して事実を話せる雰囲気づくりが大切である。そして、子供がいじめに関与した事実を話したときは、それを謙虚に受け止め、子供と共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

4 地域住民

地域の住民は、あいさつ運動や各種行事などを通して、学校や家庭と連携し、子供を見守り、育てる意識をもって対応する。

III いじめ防止のための基本的な方針

全教職員が共通理解の下で協働し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

- (1) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。
- (2) 特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を充実させるとともに、全教職員のカウンセリングマインドの向上を目指す。
- (3) 道徳の時間を中心として、全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力等を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について考えさせる。
- (4) 児童に、学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、一人一人が安心して生活できる、温かい学級づくりを工夫する。
- (5) 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
- (6) 教職員、児童、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導に生かす。

IV いじめ防止対策委員会の設置

1 目的

校内いじめの防止等に係る委員会を設置し、その対策を検討することで、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する。

2 名称

水戸市立三の丸小学校いじめ防止対策委員会

3 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、**豊かな心コーディネーター**、養護教諭、学年主任

(必要に応じて) 水戸二中スクールカウンセラー、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、学校運営協議会会員、PTA会長

4 開催

(1) 定例委員会 学期に1回開催する。(学校生活に関するアンケート調査実施後)

(2) 臨時委員会 必要に応じて開催し、迅速な対応に努める。

V いじめの未然防止

1 年間指導計画の作成

2 一人一人が安心して生活できる温かな学級、学校づくり

子供たちが、主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じられる『心の居場所』としての学級をつくる。

子供たちは周りの環境によって大きな影響を受けやすく、学校では、教職員の姿勢が重要な教育環境の一つとなる。教職員が、子供たちに対して愛情をもって接し、特に、配慮を要する子供たちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することによって、子供の主体的な活動を促し、自己存在感や肯定感を高め、いじめを未然に防止する。

(1) 職員間の共通理解と協働体制の確立

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、気軽に相談したり話し合ったりできる雰囲気が大切である。また、校内の運営組織が有効に機能し、様々な問題に対応するための体制を構築する。

- ・学校経営全体構想（めざす学校像、めざす教師像、めざす児童像）の共通理解
- ・学級経営、学習指導、生徒指導等の研修体制の確立
- ・個別指導、個別面談等、子供と向き合うための時間の確保

(2) 認め合い支え合う仲間のいる温かな学級・学校づくり

どの子にも活動の場や、活動の成果を確認したり認め合ったりする機会を設け、自己の存在意義を感じ取ったり、人の役に立った充実感を味わったりできるようにする。

- ・学級の児童の実態把握
- ・活躍の場の確保
- ・子供の特性を認め、見守る教師の温かなまなざし
- ・日記や交換ノート、連絡帳等を活用した児童理解
- ・SOS の出し方のトレーニングやアサーショントレーニングの実施

(3) 分かる授業の実践

子供が、学級や学年、学校を『自分の居場所』と感じ、安心してそこにいられるようにならなければならない。そのためには、授業改善、授業の見直しを行い、どの子も基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもって学校生活が送れるようにする。

- ・規律を守り、落ち着いて学習に取り組む姿勢づくり
- ・全ての子供が参加、活躍できる授業の工夫
- ・授業力向上のための相互参観、研修等の計画と実施
- ・いじめ問題や性的マイノリティに対する理解を深めるための道徳授業の実施

(4) 子供の主体的な活動を取り入れた特別活動、学校行事の実践

自発的、自治的な活動を行う中で、子供は自己有用感を高め、相手を思いやったり、認め合ったりすることができるようになる。教師は、活動全体を見渡し、どの子も活躍できる「場づくり」のために、計画的、意図的に働きかける。

- ・友の輪班活動（ふれあい遊び、愛校活動）
- ・児童会活動・委員会活動、クラブ活動
- ・運動会、遠足、宿泊学習、持久走大会、縄跳び大会
- ・児童会の取組による「いじめ解決フォーラム」や児童参加によるワークショップ等の開催

3 命や人権の尊重と豊かな心の育成

人権尊重精神の涵養を目的とした人権教育や思いやりの心を育てる道徳教育を充実させるとと

にも、様々な体験活動を通して人や物との関わりを深めることが、子供の豊かな心の育成のために必要である。

(1) 人権教育の推進

いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。子供たちが、人の痛みを思いやることができるように、あらゆる場で生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図っていく。

- ・人権教育に関する職員研修の実施
- ・「いじめをなくそう人権教室」の開催
- ・児童の実態把握のため「児童理解委員会」の設置と計画的な開催

(2) 道徳教育の充実

「いじめ」は道徳的判断力や規範意識の低さが原因となって起こることがあるため、「いじめ」の予防には「道徳の時間」を核として学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実が必要である。他人の痛みを理解し、思いやりの心をもった、人間性豊かな子供を育成することを目指して、学級の子供たちの実態に合わせて題材や資料を吟味し、展開を工夫するなど、道徳の時間の指導の改善に努める。

- ・児童の実態の把握と指導の重点の検討
- ・道徳的実践力の向上
- ・年間指導計画の見直し
- ・道徳の授業の相互参観等、道徳教育に関する職員研修の実施

(3) 体験活動の充実

子供たちは、他者との関わりの中で自己と向き合い、集団の中での自分の役割を発見したり自己有用感を感じ取ったりすることができる。そのため、福祉体験やボランティア活動などを意図的に学校教育活動の中に取り入れ、発達段階に応じて計画的に実施していく。

- ・福祉体験学習の実施
- ・地域協働体験活動への参加
- ・ボランティア活動の充実
- ・親子ふれあい活動の工夫

4 保護者や地域の方々との連携

いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを保護者に積極的に伝えたり、各種地域団体と連携したりして、子供たちの生活を見守っていく。

(1) 保護者への意識啓発

- ・スクールカウンセラー等を活用
- ・情報モラルに関する講習会の実施
- ・「いじめをなくそう人権教室」への参加呼びかけ
- ・「学校だより」での話題提供
- ・学校保健安全委員会の開催

(2) 地域との連携

- ・スクールガードによる見守り
- ・「あいさつ運動」での連携
- ・学校公開日の開催や地域の行事への参加

VII いじめの早期発見

いじめは、早期の発見が早期の解決につながる。日頃から、教職員は子供の小さな変化を敏感に察知し、いじめの予兆を見逃さないように努め、気付いた情報を全ての教師間で共有するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報の収集に当たるようにする。「早期認知」「早期対応」が早期解決の鍵となる。

1 早期発見のための取組

(1) 教職員の感受性を高める

集団の中で、子供の些細な変化や配慮を要する状況をいち早く察知し、だれにも言えずにいるつらさを敏感に感じ取れる感受性を高めることが求められる。そのため、子供の言動を共感的に受け止め、その内面を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める職員研修を実施する。

(2) 教職員の人権感覚を磨く

学級、学校の子供一人一人の人格を尊重し、その個性と真摯に向き合いながら教育活動を行っていかなければならない。人権感覚を磨き、子供一人一人の特性を理解し、どの子も大切にする教職員の姿勢について、職員研修を実施する。

(3) 学校での取組

今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に、積極的に活用し、早期発見に努める。

- ・日々の観察（健康観察、表情や顔色、友人との関わり）
- ・日記や連絡帳などを活用した情報収集と信頼関係づくり
- ・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
- ・学校生活アンケート調査（毎月）の実施
- ・養護教諭との連携と情報の共有（保健室の利用状況、欠席の様子）
- ・職員会議等での情報交換
- ・児童理解委員会、児童理解小委員会（不定期）の実施により不登校、長欠、問題行動等気になる子供についての状況確認と情報の共有化
- ・相談ポストの設置（1階、2階に各1つずつ、養護教諭と生徒指導主事が回収）と相談体制の確立
- ・オンライン相談窓口の開設
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との相談
- ・「いじめ相談ダイヤル」等の情報の提供

(4) 家庭との協力体制づくり

- ・二者面談での情報収集
- ・保護者会、学年行事等を活用しての情報交換や教育相談
- ・電話や連絡帳を活用した積極的な信頼関係づくり

(5) 保護者、地域との協力体制づくり

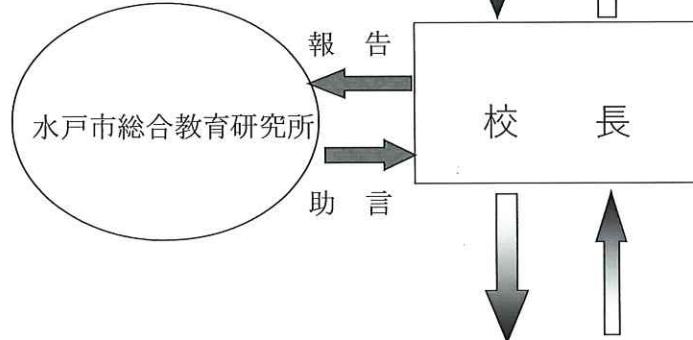
- ・朝の見守りでの声かけ、観察
- ・下校指導での声かけ、観察
- ・スクールガード活動時の声かけ、観察
- ・三の丸市民センターの交流事業等を通しての情報交換

VII いじめ発生時における連絡体制

いじめ発見者・確認者（担任、児童、保護者等）



教頭, 教務主任, 生徒指導主事



「いじめ防止対策委員会」の招集

校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 学年主任
人権教育担当, 養護教諭

必要に応じて
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
専門的知識を有する者
学校運営協議会委員
PTA会長



関係機関（警察等）

VIII いじめに対する措置

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめに関する情報のキャッチ
いじめが疑われる行為の発見



- いじめは絶対許さない。
- いじめられた子供を守り通す。
- 組織として対応する。
- 暴力的行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合速やかに止める最優先にする。

事実関係の把握



- ・当事者双方、周りの子供から事情を聴き取り、正確に記録する。(5W1H)
- ・見えている事象にとらわれず、いじめの全体像の把握に努める。

いじめ対策委員会の招集

- ・事実関係を全職員で確認する。
- ・指導方針を明らかにする。

<指導体制、指導方針の決定>

- ・対応する教職員の役割分担を検討し、いじめられた子に対する支援・いじめた児童への指導が適切に行えるよう配慮する。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

子供への指導

- いじめられた子供、情報を提供した子供を保護し、心配や不安を取り除くための対応を取る。
- いじめた子供に、相手のつらさや心の痛みを思いやることができるように指導するとともに、いじめは相手の人権を踏みにじる、決してしてはならない行為であるという「人権意識」を育む指導をする。
- いじめを見ていた子供には、いじめられた子の立場になって事態をとらえさせ、自分の問題として考えるよう指導する。

保護者との連携

- ・事実と指導方針を伝え、協力を求める。
- ・子供の心に寄り添い、子供が安心して生活できるよう、家庭での見守りと情報交換を依頼する。

事後の対応

- ・経過（3か月以上）を見守り、継続的に指導を続ける。
- ・カウンセラー等の活用を含めて、それぞれの子供の心のケアに努める。
- ・学校教育全体を通して心の教育の充実を図り、いじめの根絶を目指す。

教育委員会、関係機関に経過報告をし、今後の対応についての指導を仰ぐ。

学校評価

- ・取組の分析、改善

2 いじめを発見したときの対応

いじめと疑われる行為を発見したり情報提供を受けたりして、いじめを認知した教職員は、その場で直ちにいじめの行為を止めるとともに、学級担任、生徒指導主事、管理職に報告する。学級担任と生徒指導主事は、関係した子供から話を聴き取り、事実確認を行う。

3 いじめを確認したときの対応

直ちに「三の丸小学校いじめ防止対策委員会」を招集し、全職員に情報を伝える。指導方針と役割分担を決定し、速やかに指導を行う。

(1) いじめられた子供に関して

子供への支援

- ・共感的理解を第一として、つらい気持ちを受け入れ心の安定を図る。
- ・「最後まで守ること」「知られたくないことは守ること」を伝える。
- ・心の安定のために、教室以外の場所に居場所をつくることも考える。家庭での休養も想定し、登校や学校生活に関して決して無理をさせない。

保護者への支援

- ・当日中に家庭訪問をして、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について相談する。
- ・保護者の不安や心配を理解し、共感的に受け止める。
- ・子供の様子を見守り、どんなことでも遠慮なく相談してほしい旨を伝える。
- ・今後も連携しながら継続して見守り、再発防止に努めることを伝える。

(2) いじめた子供に関して

子供への対応・指導

- ・いじめるに至った背景や心情について十分に聴き取り、形式的、表面的な理解にならないようとする。
- ・疎外感や孤独感を与えないような教育的配慮の下、毅然とした態度で、粘り強く対応しいじめは相手の人権を踏みにじる行為で決して許されないものであることを理解させる。
- ・自己有用感や自尊感情を高めるような関わりを続け、不満やストレスでいじめに向かわないような心を育てる。

保護者への対応・助言

- ・当日中に家庭訪問をして、冷静に事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について伝え協力を求める。
- ・ことの重大さを理解してもらい、家庭での指導について協力を求める。
- ・いじめられた子供・保護者の心情について理解を求め、よりよい解決のために連携して継続的に指導に当たりたい旨を伝える。

(3) 周りの子供たちへの対応

- ・必要に応じて、学級指導、学年集会、全校集会等を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度の大切さを理解させる。
- ・教職員全体の共通理解の下、計画的に指導し、見て見ぬふりをしたり、周りではやし立てたりする行為もいじめを肯定していることだと伝える。
- ・新聞や読み物資料などを活用して話し合う機会を設定し、いじめを自分のこととして考えられるようにする。

4 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

- ・学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

(2) 警察、その他の機関との連携

- ・学校警察連絡協議会を活用し、定期的に情報を交換するなどして、相互協力体制を整えておく。
- ・暴力、恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、速やかに所轄の警察に連絡し、連携して対応する。
- ・いじめの実情に応じて、福祉相談センター、スクールカウンセラー、児童民生委員等に連絡し、連携して子供の心のケアや支援を行う。
- ・インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求める。

5 いじめの解消について

(1) 「いじめの解消」の定義

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方を満たした場合、いじめが解消したと判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

IX 重大事態への対処

1 重大事態の定義

(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- ・年間30日を超える欠席がある場合
- ・一定期間連續して欠席をしているような場合

(3) 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

2 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

○ 重大事態発生時の体制・・・【P 11に掲載】

(1) いじめられた子供への支援

- ・複数教員による支援体制の整備と子供の安全の確保
- ・スクールカウンセラーによる保護者も含めた心のケア
- ・カウンセリングアドバイザー等の活用によるケア
- ・本人の状況に合わせた登校支援、学習支援の工夫
- ・必要に応じて適応教室への通級等の働きかけ

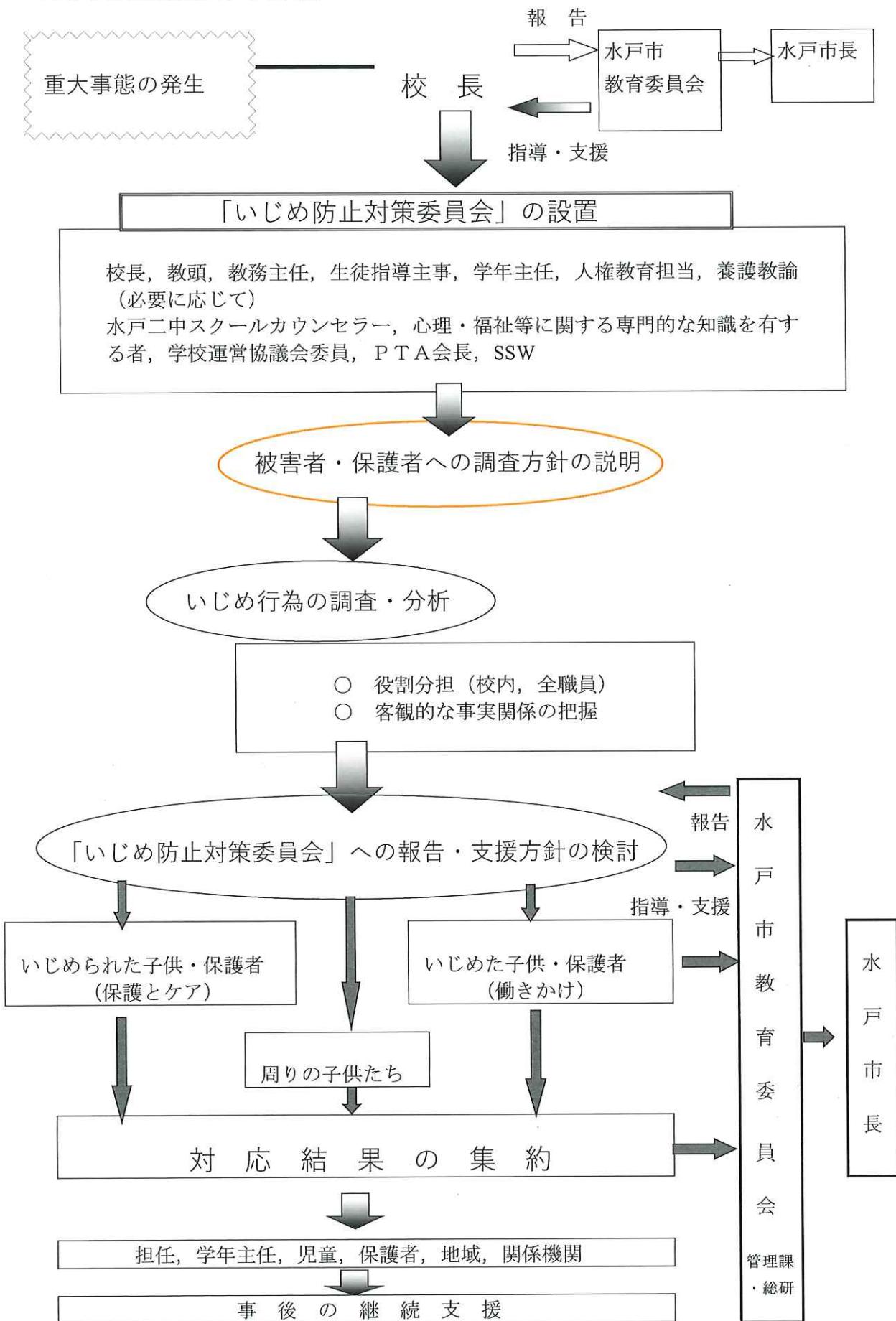
(2) いじめた子供への指導

- ・別室での学習の実施
- ・出席停止等の措置
- ・警察への通報・相談
- ・スクールカウンセラーによる保護者を含めた心のケア
- ・カウンセリングアドバイザー等の活用によるケア

(3) 教育委員会、関係機関との連携

- ・教育委員会への報告と連携
- ・福祉相談センター、児童民生委員等への連絡と連携
- ・警察への連絡と連携

『重大事態発生時の体制』



水戸市立三の丸小学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号として平成25年6月28日公布）に基づき、三の丸小学校いじめ防止対策委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が、校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、児童・保護者に対して、いじめ防止等について組織的・積極的・継続的に対応する姿勢を計画に示すとともに、いじめ防止等に対する学校の徹底した取組を通して、未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 「いじめ防止対策委員会」の委員は次の者で構成する。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、人権教育担当、養護教諭
【必要に応じて】水戸二中スクールカウンセラー、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、学校運営協議会委員、PTA会長、SSW

(取組内容)

第4条 「いじめ防止対策委員会」は、次の役割を担う。
(1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
(2) いじめの状況把握及び分析
(3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
(4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
(5) いじめを行った児童に対する指導
(6) いじめを行った児童の保護者に対する助言
(7) 専門的な知識を有する者との連携
(8) その他いじめの防止に係ること
*具体的な内容は別紙

(会議・運営)

第5条 「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、原則学期1回開催する。ただし、状況に応じて即時開催するものとする。

第6条 この「いじめ防止対策委員会要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は校長が定める。

付則 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

三の丸小学校いじめ防止対策年間計画

学期	月	主な施策	具体的な対応
一学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ◆校内児童理解委員会① ・家庭確認 ・授業参観・懇談会、PTA総会 ・友の輪班活動 ・相談ポストの設置、オンライン相談窓口準備 ◆校内児童理解委員会② ○楽しい学校生活のためのアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎの確認、児童の実態把握 ・問題行動、友人関係、家庭環境等配慮すべき内容の確認と共通理解 ・いじめ予防に関する学校の基本方針の説明と共通理解 ・相談ポストの活用 ・問題行動、配慮を要する児童等についての情報交換
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ○楽しい学校生活のためのアンケート ・地域協働事業（田植え） ◇いじめ防止対策委員会① ・いじめ防止基本方針についての研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活全般についての意識の把握 ・他校児童とのふれあい ・いじめ・不登校に関する情報交換と対応
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○楽しい学校生活のためのアンケート ・ふれあいプランに係るあいさつ運動 ・地域協働事業（イモ苗植え） ・学校運営協議会 ・授業参観・懇談会 ★人権教室 ◆校内児童理解委員会③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、保護者と連携してのあいさつ運動の実施 ・問題行動、配慮を要する児童等についての情報交換と支援の検討
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ○楽しい学校生活のためのアンケート ・情報モラルに関する講習会 ・学校保健安全委員会 ★いじめゼロに向けたスローガン決め 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業前の悩みやいじめの把握と対応 ・保護者からの情報収集と学校からの情報提供 ・メディア教育指導員によるインターネットの安全な使い方に関する講習会の実施
	8月	・いじめ防止のための校内研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中の児童の様子の把握 ・職員研修会の実施
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ○楽しい学校生活のためのアンケート ・地域協働事業（稲刈り） ★「いじめ防止フォーラム」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業後の実態把握 ・他校児童とのふれあい ・人権擁護委員を招聘しての人権教室の実施
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・創立記念お誕生のつどい ○楽しい学校生活のためのアンケート ◇いじめ防止対策委員会② 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活全般に関する意識と実態の把握と対応策の検討 ・いじめ等に関する情報収集 ・いじめ防止に向けての意識付け
学 期	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○楽しい学校生活のためのアンケート ・学校公開、子どもまつり、PTA ・さわやかマナーアップ運動 ・学校運営協議会 ・友の輪班による落ち葉はき ◆校内児童理解委員会④ ・地域協働事業（イモ掘り） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に対する意識の把握と対応 ・保護者、地域の方とのふれあい ・異学年交流をとおしての心のふれあい ・問題行動、配慮を要する児童に関する情報交換と支援の検討
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観、懇談会 ○楽しい学校生活のためのアンケート ・学校保健安全委員会 ・地域協働作業（収穫祭） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの情報収集と学校からの話題の提供、共通理解 ・健康・安全な生活 ・他校児童とのふれあい
三学 期	1月	○楽しい学校生活のためのアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業後の児童の実態把握と支援の検討
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ○楽しい学校生活のためのアンケート ◇いじめ防止対策委員会③ ・学校保健安全委員会 ・学校運営協議会 ・授業参観、懇談会（1～5年生） ・友の輪班活動 ・ふれあい給食 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活全般についての意識と実態の把握と対応策の検討 ・年間行事やいじめ防止対策についての見直しと次年度の構想 ・保護者との連携等についての振り返りと協力体制の見直し ・異学年交流を通しての心のふれあい
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○楽しい学校生活のためのアンケート ◆校内児童理解委員会⑤ ・授業参観、懇談会（6年生） ・次年度学級編成、引き継ぎ ・はばたけ6年生のつどい 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度への引き継ぎ事項の確認 ・次年度に向けての協力体制作り ・それぞれの役割を果たす充実感や、温かい心のふれあい等を実感できる場の設定

<本校としての主な施策について>

◆ いじめ防止対策委員会

- ・開催回数 : 年3回（5月、10月、2月） *必要に応じて即時開催
- ・メンバー : 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、養護教諭
学年主任
*必要に応じて
水戸二中スクールカウンセラー、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、学校運営協議会委員、PTA会長
- ・ねらい : いじめの防止等について組織的・積極的・継続的に対応し、いじめの未然防止と再発防止等に取り組む。

◆ 校内児童理解委員会

- ・開催回数 : 年5回（4、6、8、11、3月）
- ・メンバー : 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、当該学年主任、当該学級担任
- ・ねらい : 個々の児童の問題について共通理解をするとともに、支援計画を検討し、問題の解決を目指す。

○ 楽しい学校生活のためのアンケート

- ・実施回数 : 毎月実施（8月を除く）
- ・対象 : 全児童
- ・ねらい : 学校生活全般について、個々の児童の意識や実態を把握し、問題の発見と早期対応を目指すとともに、いじめにつながる問題等の情報収集を行う。
- ・内容 : 「より楽しい学校生活のためのアンケート」

★ いじめをなくそう人権教室

- ・対象学年 : 第3学年児童（3学年の保護者にも参加を呼びかける）
- ・実施時期 : 1学期中（講師の方の都合で変更あり）
- ・ねらい : いじめは絶対にしてはいけないことであり、許してはいけないことがあるという意識付けを図る。
- ・指導内容 : 人権擁護委員をゲストティーチャーに迎え、資料やDVDを活用した指導を行う。

★ 「いじめ防止フォーラム」

- ・実施時期 : 9月ごろ
- ・対象学年 : 全学年、全学級
- ・ねらい : 児童が、いじめのない明るい学校づくりのために自分たちに何ができるかを考え、思いや願いを語り合うことによって、相互理解や連帯感を高め、いじめ防止に向けての心の育成を図る。
- ・内容 : 三の丸小スローガンの発表、友の輪班でのゲーム等をとおして、いじめのない学校にしようとする意識を高める。